

租税特別措置法の一部を改正する法律案 提案理由説明

ただいま議題となりました、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、日本維新の会を代表して、提案の趣旨及びその内容をご説明いたします。

ご承知のように、政治家が、自らが代表を務める政党支部等に寄附をして税制上の優遇を受ける一方で、その政党支部から自らの後援会や資金管理団体に寄附金を還流させる、いわゆる「迂回寄附」の報道が相次いでおります。この「迂回寄附」については、現行法上、違法とされているわけではありませんが、個人献金の定着を図るという税制上の優遇措置の趣旨に反するものであり、また、政治家という公職にある者の倫理の面からも、「税逃れ」と批判されるような行為は、厳に慎むべきであると考えます。

そこで、政治活動に対する国民の信頼の確保を図る観点から、「迂回寄附」のおそれがある寄附について法律上明確に税制優遇から除外すべきとの考えに立ち、本法律案を提出した次第であります。

本法律案では、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特例控除の規定を適用しないこととしております。

なお、本法律案は、平成二十六年一月一日から施行し、平成二十六年分の所得税から適用することとしております。

以上が、本法律案の趣旨及び内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。